

平成 年 月 日

上 申 書

鹿児島家庭裁判所 御中  
徳之島出張所

申 立 人 \_\_\_\_\_ 印

事件本人 \_\_\_\_\_ の

後見開始  保佐開始  補助開始  任意後見監督人選任  
審判申立事件について、下記の理由により次の費用を本人の負担とする  
審判をされたく上申します。

- 1 申立て費用
- 2 予納郵便切手代金
- 3 予納登記印紙代金
- 4 予納鑑定費用

記

理 由

- 1 本申立ては、本人の財産管理等のための必要から申立てたものであり、かつ、本人に上記費用を負担する財力があるため。
- 2 その他